

北広島市市民協働推進会議の運営について

1. 会議の設置及び内容

市民協働推進会議は、平成 20 年 5 月に策定した『公益活動団体との協働指針』に掲げている公益活動団体と市との協働に関し、中立的な立場で評価、改善提案する組織として、同年 10 月に施行した『北広島市市民協働推進会議設置条例』に基づき、設置された会議です。

会議の活動内容は、「協働の実効性の評価」「協働指針及び協働のための制度の評価・見直し」「協働のため市が実施する事業の審査・評価」「その他協働に関すること」について、市長の諮問に応じ調査審議を行います。

【参照】

公益活動団体との協働指針
北広島市市民協働推進会議設置条例

2. 会議の主な内容

- ①公益活動事業補助金について、申請事業に対する事前評価、実施報告に基づく事後評価。
- ②協働事業提案について、申請事業に対する事前評価、実績報告に基づく事後評価。
- ③その他協働に関することについて調査審議。

【参照】

北広島市公益活動事業補助金交付要綱
北広島市公益活動事業補助金（応募の手引き）
北広島市協働事業提案制度実施要綱
北広島市協働事業提案制度（応募の手引き）
公益活動事業補助金・協働事業提案制度 事業一覧

3. 会議の公開等

- ①原則として、会議は公開とします。
- ②傍聴は自由とします。ただし、会議の秩序を乱す行為や会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めます。
- ③会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し公開します。公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とします。